

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 4 年 3 月

保護課

目 次

重点事項

第1 生活保護制度について	1
---------------	---

連絡事項

第1 生活保護制度の適正な実施等について	20
1 生活保護の動向について	20
2 現下の状況における適切な保護の実施について	20
3 令和3年度の地方からの提案等に関する対応方針等について	22
4 平成30年改正法の施行後5年を目途とした見直しについて	23
5 面接時の適切な対応について	24
6 扶養照会に係る留意事項について	25
7 住宅扶助の代理納付の活用について	27
8 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について	30
9 成年後見人による代理申請について	31
10 認知症等により判断能力が不十分な方に法第63条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて	32
11 令和3年度末に発出する予定の実施要領改正案について	33
12 一時扶助における家具什器費の見直しについて	33
13 学習支援費の実費支給について	34
14 依存症対策について	35
15 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について	36
第2 就労・自立支援の充実について	37
1 就労支援事業の実施について	37
2 生活保護世帯の子どもに対する進学等の支援について	44
3 生活保護世帯に対する家計改善支援について	48
4 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について	48
第3 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	50
1 医療扶助のオンライン資格確認の導入について	50
2 被保護者健康管理支援事業について	52
3 頻回受診の適正化について	54
4 子どもとその養育者への健康生活支援について	55
5 長期入院患者への適切な対応について	56
6 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について	56
7 後発医薬品の原則使用について	56
8 指定に係る申請・届出の簡素化について	57
9 施術に係る医療扶助の適正な給付について	57
10 通院移送費の適正な給付の徹底について	59

11 その他	59
第4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について	61
1 無料低額宿泊所の届出の推進について	61
2 無料低額宿泊所のサテライト型住居の経過措置について	62
3 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設への指導・検査について	62
4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設にかかる住宅扶助の取扱い	63
5 無料低額宿泊所の入居者等への居宅生活移行への支援について	63
6 日常生活支援住居施設の管理者等への研修の実施	64
7 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の施設整備費補助	65
8 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等における防火安全対策	66
第5 保護施設の適切な運営等について	67
1 保護施設における感染拡大防止対策への支援	67
2 保護施設等関係予算について	68
3 保護施設の整備について	69
4 保護施設事務費における感染拡大防止対策	69
5 保護施設入所者に対する福祉事務所の適切な関与	71
6 救護施設入所者の居宅生活への移行の取り組みの推進	72
7 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策等の徹底について	73
8 防火安全対策の徹底について	75
9 インフラ老朽化対策の推進について	75
10 福祉サービス第三者評価事業の推進について	76
第6 地方自治体の体制整備等について	78
1 生活保護のケースワーカーについて	78
2 地方自治体におけるシステム標準化について	78
第7 令和4年度の生活保護基準について	80
1 令和4年度の生活扶助基準について	80
2 その他の扶助・加算について	80
第8 生活保護関係予算について	82
1 生活保護費等負担金について	82
2 生活保護関係事業について	83
第9 生活保護関係調査等について	84
1 令和4年度生活保護関係調査の実施について	84
2 統計法及び提出期限の厳守について	87

第10 生活保護に関する審査請求について	88
1 審査請求の受付及び送付について	88
2 不服申立てに係る適切な教示について	89
第11 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて	90
1 訴訟提起等の報告について	90
2 法務大臣に対する訴訟の実施請求について	91

参考資料

1 生活保護の動向	92
2 就労支援等に係る参考資料	96
3 医療扶助のオンライン資格確認に係る参考資料	98
4 医療扶助の健康管理支援・適正化に係る参考資料	99
5 医療扶助の動向	106
6 介護扶助の動向	119
7 システム標準化に係る参考資料	122
8 審査請求・再審査請求の根拠規定	123
9 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移	124

重 点 事 项

生活保護制度について

◎ 新型コロナウイルス感染症対策関係（受給状況、就労予算の活用等）

（１）現状・課題

- 令和3年11月の生活保護受給者：約204万人、生活保護受給世帯：約164万世帯（うち高齢者世帯55%）。申請件数の前年同月比は、令和2年4月に2割強増加した後、一時は減少したものの、増加傾向で推移。

（２）令和4年度の取組

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえた、適切な保護の運用に係る周知徹底及び保護脱却に向けた就労支援体制整備等に取り組む。

（３）依頼・連絡事項

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、保護の申請権の確保等の適切な運用についての一層の指導等や、保護施設等における感染拡大防止の徹底、生活困窮者及び生活保護受給者の住まいの確保の取組の推進をお願いしたい。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活保護受給世帯（その他世帯）の増加が顕著な自治体における就労支援体制の整備、職場開拓等に係る就労支援体制の強化に係る補助事業（「被保護者就労支援機能強化事業」（定額補助））を創設（令和3年度補正予算）。本事業の積極的な活用により速やかな保護脱却に向けた体制整備をお願いしたい。

◎ 制度見直し関係（オンライン資格確認、業務システム標準化、次期制度改正等）

（１）現状・課題

- 令和3年6月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、医療扶助におけるオンライン資格確認を令和5年度中に導入予定。
- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、自治体の意見を聞きながら、生活保護システムの標準化に向けた検討を実施中（令和4年夏に標準仕様書1.0を作成予定）。
- 前回の改正生活保護法（平成30年）附則の施行後5年を目途とした見直しについて、令和3年11月より「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」を開催し、運用のあり方も含め、次期制度改正に向けて検討中。

（２）令和4年度の取組

- 令和5年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、引き続きシステムや運用の詳細を検討するとともに、各福祉事務所等における導入を支援していく。
- 令和4年夏の生活保護システムの標準仕様書1.0の作成に向け、令和4年1月から2月にかけて全国意見照会を実施。照会結果を踏まえた対応方針の整理を行うとともに、夏以降も引き続き調査研究を進めていく。
- 平成30年改正法の施行後5年を目途とした見直しに関し、国と地方の実務者協議において令和4年3月頃の議論の整理を予定。令和4年5月以降、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論を開始する予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 医療扶助のオンライン資格確認**については、**令和4年度中から各地方自治体においてもシステム改修に着手していただく必要があります**、令和4年夏頃までに改修に係る技術解説書の提示や説明会を予定しているため、ご承知おき願いたい。併せて、**管内の被保護者に係るマイナンバーカード取得促進の取組みもお願いしたい**。（システム改修等に必要費用は、令和4年度予算案に計上している）
- 生活保護システムの標準化**については、令和4年夏の標準仕様書1.0版策定以降、**令和7年度中の標準準拠システムへの移行に向けた準備作業が必要となるので、ご承知おき願いたい**。なお、標準仕様書1.0版策定以後も、標準仕様書のさらなる精度向上のため引き続き調査研究を進めて行く予定。
- 平成30年改正法の施行後5年を目途とした見直し**については、令和3年11月より「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」を開催し、運用のあり方も含め、次期制度改正に向けて検討中。これまでに開催した5回の実務者協議では、自立支援・就労支援、子どもの貧困対策、級地制度、健康管理支援事業及び医療扶助、居住支援並びに事務負担の軽減及び生活保護費の適正支給の確保策等について議論。令和4年3月を目途に議論の整理を行い、同年5月以降、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論を開始する予定であるので、ご承知おき願いたい。
- 生活保護基準**については、令和3年度に社会保障審議会生活保護基準部会を再開。令和3年9月21日には「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」をとりまとめたところであり、今後は、生活扶助基準に関する定期的な検証を行い、令和4年12月を目途に検証結果を報告書にとりまとめる予定（検証結果は令和5年度以降の改定に反映）であるので、ご承知おき願いたい。
- 級地区分**については、同部会による分析結果のまとめを踏まえ、令和4年末にかけて、①級地の階級数及び②個別の級地指定について、**自治体等からの意見を参考としながら、国の統計による分析結果に照らして、見直しの必要性の有無も含めてあり方の検討を行う予定であるので、ご協力をお願いしたい**。なお、これに当たり、級地の階級数の検討の参考とするため、同一級地の枝番1と枝番2の両方が管内にある都道府県においてアンケート調査を行ったところであり、協力に感謝申し上げます。

生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
生活保護受給者数(万人)	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0	204.9	205.0	205.0	204.8	205.3	204.3	204.0	203.9	203.8	203.8	203.8	203.8	203.9
対前年同月比(%)	▲1.0	▲1.0	▲1.0	▲1.2	▲1.2	▲1.1	▲1.2	▲1.1	▲1.0	▲0.9	▲0.8	▲0.6	▲0.8	▲0.9	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.5	▲0.6	▲0.5
対前月比(%)	▲0.3	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.2	▲0.03	0.02	▲0.1	0.1	▲0.04	▲0.1	0.3	▲0.5	▲0.2	▲0.05	▲0.03	▲0.03	0.02	▲0.01	0.1

■生活保護受給世帯数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
生活保護受給世帯数(万世帯)	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7	163.6	163.8	163.8	163.7	164.2	163.9	163.9	163.9	164.0	164.1	164.2	164.2	164.4
対前年同月比(%)	0.01	0.1	0.1	▲0.03	▲0.1	0.002	▲0.1	▲0.03	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5
対前月比(%)	▲0.04	0.1	0.02	0.01	▲0.1	0.02	0.1	▲0.02	0.1	0.004	▲0.1	0.3	▲0.2	▲0.01	0.1	0.04	0.03	0.1	0.02	0.1

■保護の申請件数

	令和2年										令和3年										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
保護の申請件数	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621	19,072	17,308	20,061	17,424	22,839	19,165	18,400	19,478	20,757	19,202	20,156	18,726	21,093	
対前年同月比(%)	24.9	▲9.7	▲4.4	▲11.1	▲4.1	1.7	1.8	2.7	6.5	7.2	8.1	8.6	▲10.8	2.3	13.3	5.6	10.0	6.1	0.6	10.6	
対前々年同月比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.6	11.4	▲7.6	8.3	▲6.1	5.5	7.9	2.4	13.6
対前月比(%)	2.2	▲16.3	▲4.4	14.3	▲11.2	8.9	▲2.0	2.4	▲9.2	15.9	▲13.1	31.1	▲16.1	▲4.0	5.9	6.6	▲7.5	5.0	▲7.1	12.6	

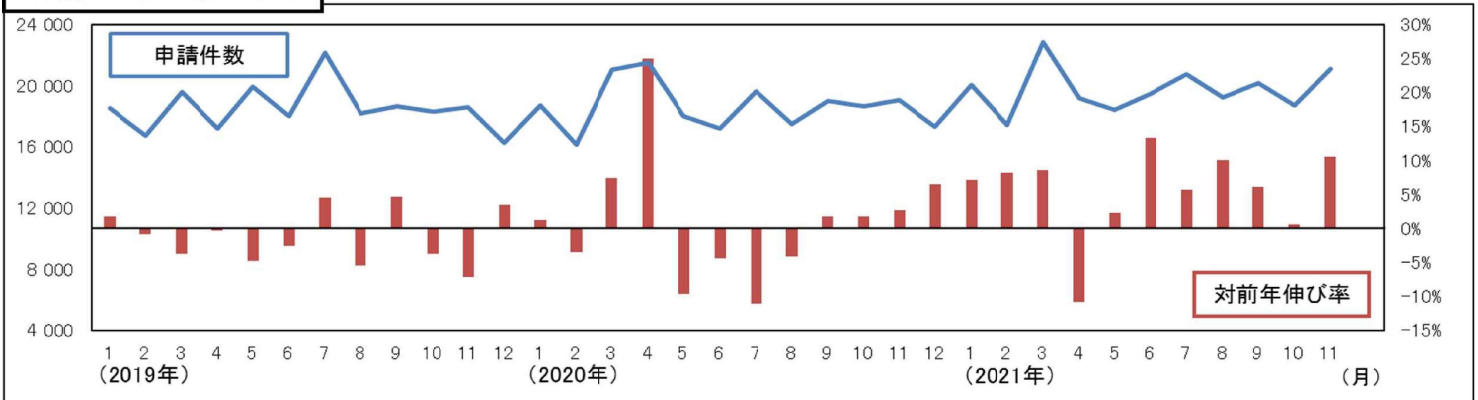
■保護開始世帯数(決定件数)

	令和2年										令和3年										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
保護開始世帯数	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928	16,905	17,272	16,072	16,518	20,336	17,487	15,607	17,012	17,201	16,139	17,829	16,637	18,447	
対前年同月比(%)	14.9	7.5	▲6.3	▲14.5	▲7.8	3.6	▲3.4	2.6	4.0	8.2	9.8	8.7	▲9.7	▲7.7	12.3	7.3	9.3	7.3	▲1.7	9.1	
対前々年同月比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.6	3.7	▲0.7	5.3	▲8.2	0.8	11.2	▲5.1	11.9
対前月比(%)	3.5	▲12.7	▲10.4	5.9	▲7.9	12.5	1.9	▲0.1	2.2	▲6.9	2.8	23.1	▲14.0	▲10.8	9.0	1.1	▲6.2	10.5	▲6.7	10.9	

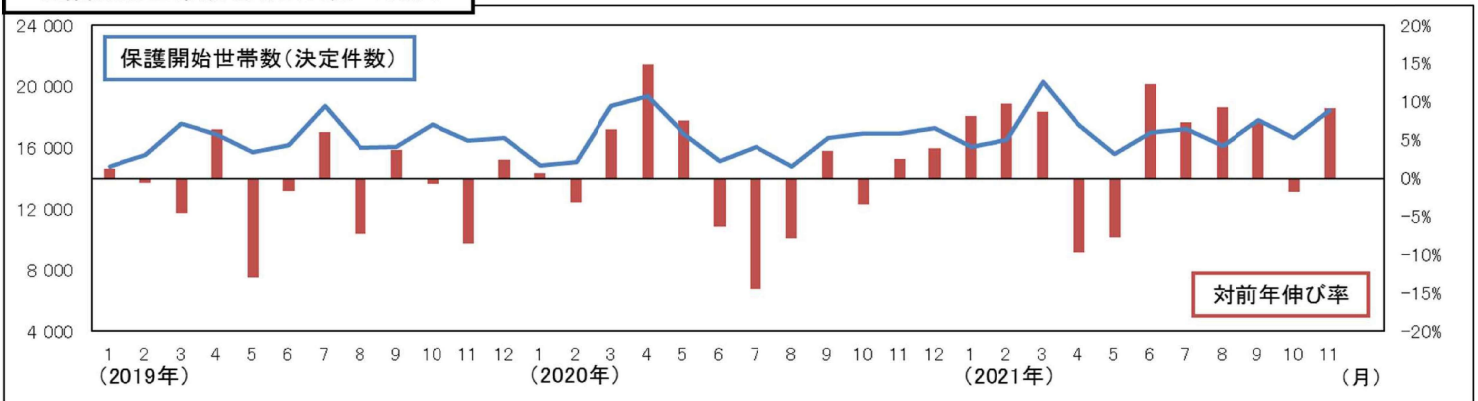
※令和2年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



被保護者就労支援機能強化事業

令和3年度補正予算：3.2億円

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、雇用経済情勢が大きく影響を受ける中で、生活困窮者自立支援制度における支援や生活福祉資金の貸付等により、生活保護全体の新規の申請件数の増加幅は小幅に留まっている一方で、稼働年齢層である「その他世帯」については、他の世帯（「高齢者世帯」や「母子世帯」等）と比べ増加傾向に転じている状況。
- リーマンショック以降、「その他世帯」の構成割合が大きく上昇している状況を踏まえ、コロナ禍において、生活に困窮し生活保護の受給に至った稼働年齢層を中心に就労に向けた支援を積極的に行い、早期自立に向けた支援を強化する。

【事業内容】

新型コロナの影響等により失業・廃業等により生活に困窮し、被保護者となった方に対して、経済的自立を促し、早期就労に向けた支援を積極的に行う自治体をモデル的に支援する。

<対象自治体>

- ① コロナ禍における雇用環境の変化に応じた業種や働き方も踏まえた職場開拓を専門に行う就労支援員の増員を行う自治体
- ② 新型コロナの影響等で「その他世帯」が増えたこと（令和2年3月と現時点との比較）による対応として、生活保護法に基づく就労支援事業における就労支援員の増員を行う自治体

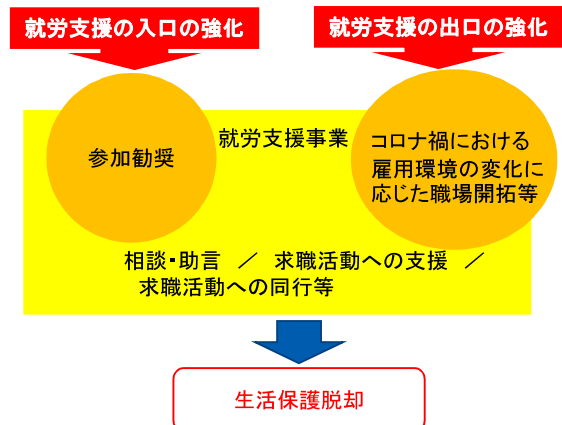
<対象となる事業内容>

就労支援事業への参加勧奨や、一時的に雇用環境が悪化している飲食業及び観光業から、需要が伸びている宅配業や従来から人手不足のトラック運送業、介護業などコロナ禍の求人動向や地域の企業との結びつきを強化するなどの取組を強化するために必要な経費

【実施主体】 都道府県、市、特別区、福祉事務所設置自治体
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

【補助率】 定額補助
【所要額】 319,735千円

【事業スキーム等】



保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等

令和元年度予算 (生活困窮者補助金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品（マスク、消毒液等）の緊急調達 ・衛生環境改善（施設内消毒等） ・感染予防等の広報・啓発（障害を抱える施設利用者への資料（点字等）作成）
令和2年度第三次補正予算 (生活困窮者補助金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援（継続）
令和2年度第一次補正予算 (社会福祉施設等施設整備補助金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護施設、無料低額宿泊所の個室化改修をメニューに追加（以降、各予算で継続）
令和2年度第二次補正予算 (生活困窮者補助金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援（継続） 2 救護施設職員への慰労金支給 3 保護施設等の事業継続支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・保護施設でのかかりまし経費（追加人件費、職員個人購入衛生用品、行政検査が受けられない場合の検査費用等）支援 ・自治体が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画（BCP）の作成 4 生活困窮者等の住まい対策（居宅生活移行緊急支援事業）
保護施設事務費 (生活保護費負担金)	<p>【次の経費に特別基準を設定（R2.7～）、加算として恒久化（R3.4～）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救護施設及び更生施設における施設外での一時的な見守り支援にかかる経費（見守りのための居室確保等費用、非常勤職員等の雇上費用） 2 保護施設が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画（BCP）の作成にかかる経費
令和2年度第三次補正予算 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等（継続） 2 保護決定等体制強化事業（就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応）
令和3年度当初予算	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者等の住まい対策（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）（居宅生活移行総合支援事業の拡充）
令和3年度補正予算 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等（継続） 2 保護決定等体制強化事業（就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応）（継続）
令和4年度当初予算案	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者等の住まい対策（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）（継続）

無料低額宿泊所等の状況について

無料低額宿泊所等の実施状況

無料低額宿泊所

- 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設（社会福祉法第2条第3項第8号）であり、事業を開始する前に都道府県知事等へ届け出なければならない。

- 箇所数：608箇所、入所者数16,397人（うち生活保護受給者15,183人）

※令和2年9月末時点。

(運営主体の内訳)

総数	内訳					
	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	営利法人	その他
608 (100%)	34 (5.6%)	1 (0.2%)	24 (4.0%)	413 (67.9%)	110 (18.1%)	26 (4.3%)

日常生活支援住居施設

- 箇所数：79箇所、入所者数1,323人

※令和3年4月1日時点。

無料低額宿泊所等に対する取組

- 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）策定
- 平成27年4月 ガイドラインの見直し
→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。
- 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し
→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。
- 令和2年4月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行
→ 事業範囲の明確化、事前届出制、多人数部屋・簡易個室の解消、居室面積等の最低基準を省令で規定。当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。
- 令和2年4月 日常生活支援住居施設の創設（支援委託は同10月～）
→ 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施。
- 令和3年度 無料低額宿泊所等から居宅生活へ移行する者への支援（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）
→ 無料低額宿泊所等に居宅移行を支援する者の人件費等の財政支援を実施。
- 令和4年4月 無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始
→ 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

事業概要

令和3年度補正予算、令和4年度当初予算案

新型コロナウイルス感染拡大防止及び居室環境の改善の観点から、無料低額宿泊所について、多人数居室の個室化を図る。合わせて、マスク・消毒用エタノール等衛生用品緊急調達、入所者等への感染予防啓発、一時的な居所の確保、職員への研修等事業継続の取組への補助を実施。

事業内容

1. 多人数居室の個室化

(1) 補助限度額

原則として総事業費30万円以上1,000万円以内のもの

(2) 負担割合

国1/2、自治体1/4、事業者1/4（都道府県・指定都市・中核市を通じた間接補助）

※ 障害保健福祉部（社会福祉施設等施設整備費補助金）において計上

2. 無料低額宿泊所におけるその他の支援

（令和2年度1次補正【困窮者補助金10/10】）

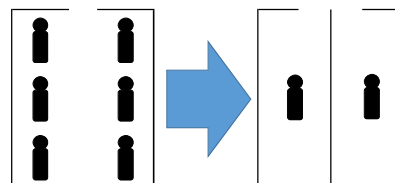
マスク、消毒用エタノール等衛生用品緊急調達、入居者等感染の場合の消毒、多人数居室にパーテーションを設置して個人のスペースを区切る対応、入所者等への感染予防啓発、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保・必要な見守り等の支援への補助

（令和2年度2次補正【困窮者補助金3/4】）

職員への研修、感染予防マニュアルの作成等事業継続への各種取組への補助

（令和2年度3次補正・令和3年度補正【新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金3/4】） ※ 上記補正予算と同様の対応を実施

多人数居室の個室化



【参考】無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

- 改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（省令）を創設。（令和2年4月施行）
※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。

居住環境の整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年（令和5年（2023年）3月）の間に解消する（省令附則第2条）。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

- 改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、これまでガイドライン（通知）で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定（※）の最低基準を創設。（令和2年4月施行）
※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。
※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の明確化

- ・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

居住環境の整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年（令和5年（2023年）3月）の間に解消する。

防火・防災対策

- ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

利用手続き・利用料金の適正化

- ・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
- ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

長期入居の防止・居宅生活移行

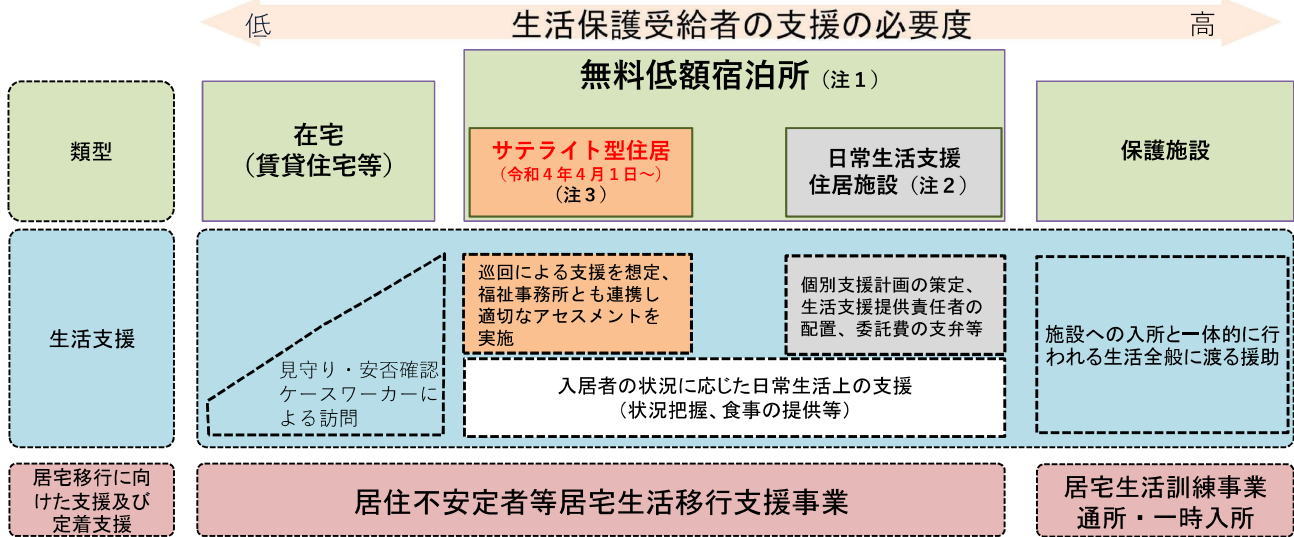
- ・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・契約期間は1年以内（更新可）とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
- ・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。（※令和4年4月施行）

無料低額宿泊所（サテライト型住居）及び日常生活支援住居施設等の位置付けについて

無料低額宿泊所・サテライト型住居

無料低額宿泊所は、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能な状況になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。そのため、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるか常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退去のための必要な援助に努めることとされている。

無料低額宿泊所に入居する者の多くは、居宅での生活歴がない若しくは明らかでない者又は住所不定者であった期間が長い者等であるが、**サテライト型住居**の入居者については、一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態の者等を想定している。【留意事項通知(注3)】



- (注1)「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年8月19日 厚生労働省令第34号)
- (注2)「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年3月27日 厚生労働省令第44号)
- (注3)「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」(令和3年8月27日 社保保発0827第1号 保護課長通知)

無料低額宿泊所のサテライト型住居について（留意事項通知）

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」の附則により、令和4年4月1日から施行とされたサテライト型住居に関して、以下の留意事項通知を发出（令和3年8月27日）

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年8月19日 厚生労働省令第34号）（抄）
 (サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」（令和3年8月27日付 保護課長通知）（一部抜粋）

サテライト型住居への適用開始に伴い、留意事項（別添）を踏まえた対応を依頼。参酌基準については十分参照し、標準については合理的な理由がある範囲内で、管内の無料低額宿泊所の運営状況及び地域の実情等を勘案し、省令第3章と異なる基準を規定することができる（条例）。

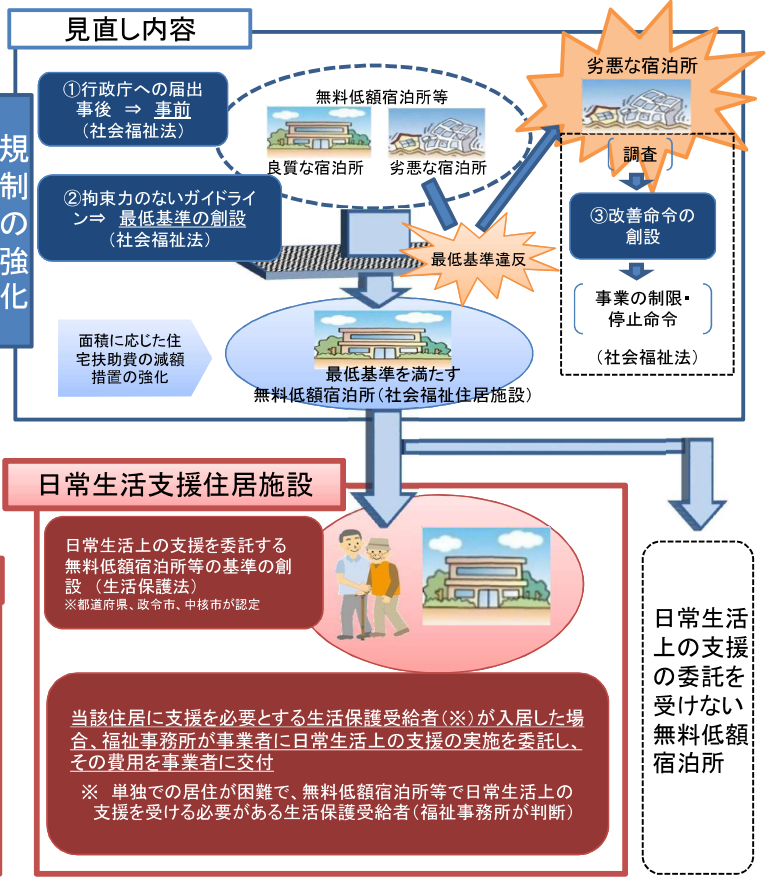
- 別添
- 省令第3条（基本方針）関係
 - ・サテライト型住居の入居者は、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態の者等を想定。
 - ・入居者本人が居宅での生活に移行する意思を明確に持つこと、居宅での生活に向けた必要な支援を行うことに関して十分な説明を行う。
 - 省令第11条（サテライト型住居の設置）関係
 - ・本体施設及びサテライト型住居が所在する自治体がそれぞれ異なる場合、本体施設を所管する自治体がサテライト型住居も含め、届出受理、指導・検査等を実施。
 - ・サテライト型住居の該当は、本体施設と「一体的に」運営されているかを確認し判断。運営者の同一性、会計処理、契約形態及び職員体制等を確認し判断。
 - ・本体施設からサテライト型住居までの移動時間は、おおむね20分で移動できる範囲が上限。各自自治体において異なる移動時間を定めることも考えられる。
 - ・厚生労働省令におけるサテライト型住居を設置できる箇所数及び入居定員は、支援に支障が生じないことを考慮して上限として設定。
 - 省令第12条（設備の基準）第4項関係
 - ・居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場の設備は、入居者が他の者と共用することなく単独で使用すること（いわゆるワンルームマンション型）が望ましい。共用する場合（シェアハウス型）には、設備を共用する人数に応じてそれぞれの設備を十分に利用できるよう、適当な広さ又は数を確保することに配慮。
 - 省令第14条（入居申込者に対する説明、契約等）関係
 - ・無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であるが、特にサテライト型住居の入居期間は原則として1年以下とし、1年以上の入居の継続の必要性等は本体施設以上に十分な検討が必要。
 - 省令第15条（入退去）関係
 - ・本体施設からサテライト型住居への移行に当たっては、
 - ・事業者において移行予定者の状態像や生活能力等に関するアセスメントを行うとともにサテライト型住居への移行の希望等を確認。
 - ・事前に事業者から保護の実施機関への相談を行い、保護の実施機関は、移行予定者とともに今後の支援方針を確認し必要に応じて保護の実施機関としての意見を付する。
 - ・居宅への移行支援や定着支援に係る国庫補助事業を活用し、当該者の居宅生活を支援することも検討。
 - 省令第20条（状況把握）関係
 - ・サテライト型住居の入居者の状況把握については、日常生活に通常必要と考えられる事項（金銭管理、健康管理・衛生管理、炊事洗濯等、安全管理等）が適切に行われているかの確認の必要性が特に高いことに留意。確認の方法としては、原則として居室を巡回 等

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

- ### 1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

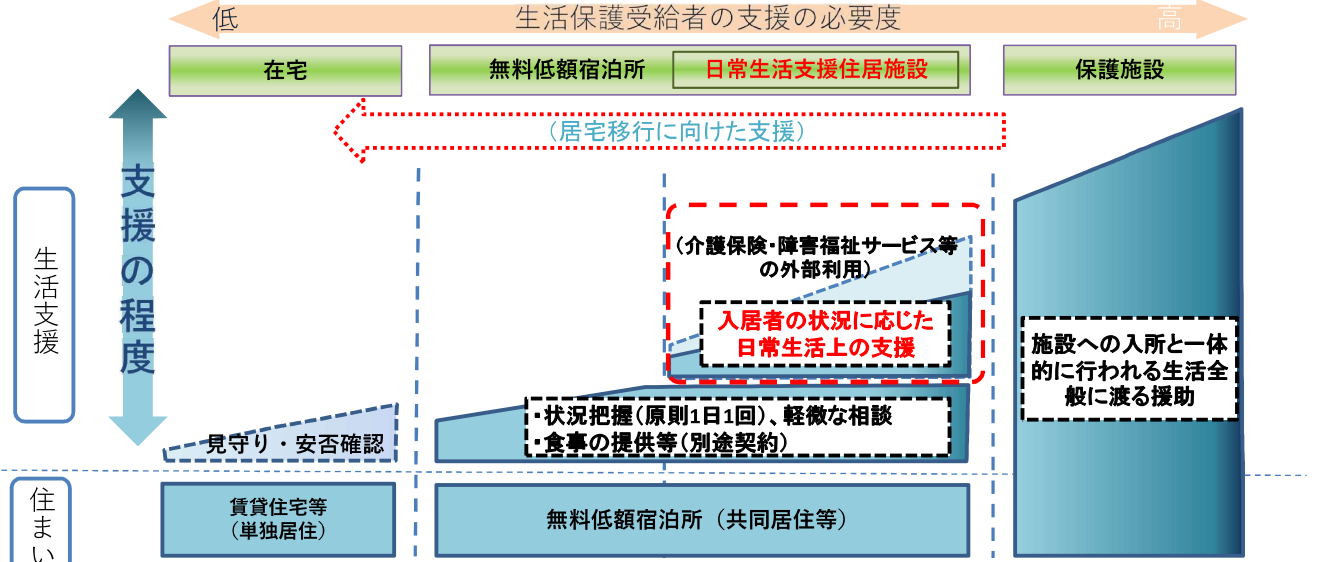
- ### 2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援
- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

- ### 日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費
- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
 - 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
 - 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、**令和2年10月から委託を開始**



日常生活支援住居施設について

- ### 事業概要
- 【令和4年度予算案】2,678,356千円 (2,678,356千円)
実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
負担率：3/4
- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
 - 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修費

【令和4年度予算案】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和4年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修
- 6月から8月に実施予定
- ※ 生活困窮者支援に当たる職員との合同研修、オンラインによる開催も検討



研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑罰者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

（参考）

- 令和2年度
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施
基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）
基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）
応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）
※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表
- 令和3年度
日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）
1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00
2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30
令和4年1月21日（金）10:30～17:30

研修カリキュラム等の検討体制等

- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
 - 委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかやま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
 - 委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
 - 委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
 - 委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事）
 - 委員 山田耕司（NPO法人抱撲常務（福岡県指定居住支援法人））
 - 委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
 - 委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
 - 委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
 - 委員 菅野 拓（京経短期大学講師）
 - 委員 今井謙二（尚絅学院大学人文社会学部教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
 - 委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））
- （注）肩書きは令和2年時点

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

【要旨】

令和3年度 補正予算：61億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。
- また、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

【事業内容】

《自治体実施》

➢ 感染症対策の徹底

- 保護施設等における衛生管理体制の確保
 - ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入 ▶ 感染者発生時の消毒対応 等

➢ 多様な支援ニーズへの対応・支援体制の強化

- 支援策の多様化のための民間団体独自の支援との連携
- 福祉事務所や自立相談支援機関等における相談支援・事務処理体制の強化
- 市町村等におけるひきこもり支援体制の構築
- 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化

➢ 非対面方式による支援環境の整備

- 生活困窮者支援の現場におけるICT化の促進
 - ▶ 関係機関との連携促進 ▶ アウトリーチ支援を行う際の業務効率化 等
- 子どもの学習・生活支援におけるオンライン支援

《民間団体実施》

➢ 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

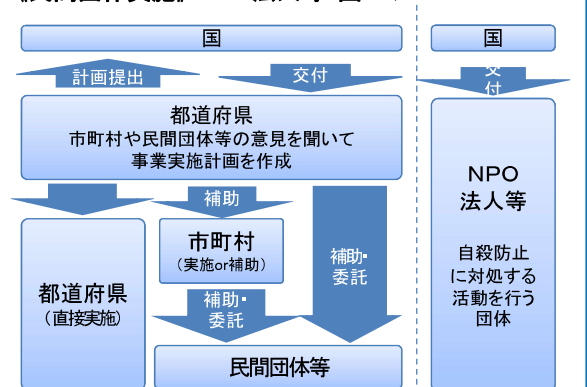
【事業スキーム】

○ 実施主体・補助率

《自治体実施》都道府県（交付対象者）・国 3/4

※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。

《民間団体実施》NPO法人等・国 10/10



保護施設等における感染拡大防止対策支援事業

令和3年度補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

事業概要

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助する。

事業内容

保護施設等の衛生管理体制確保支援

1. 衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーティションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

2. 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

3. 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資材作成に必要な費用について補助する。

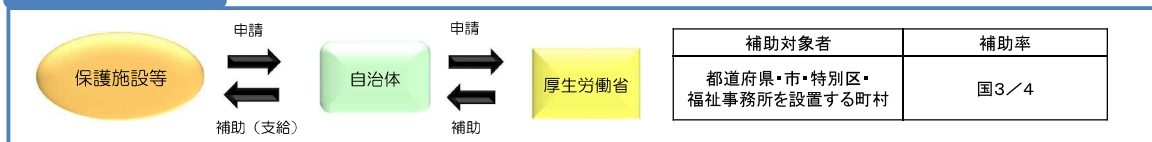
4. 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業

主に多人数居室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。

5. 事業継続に向けた各種取組支援

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

事業スキーム等



保護決定等体制強化事業

令和3年度補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図る。

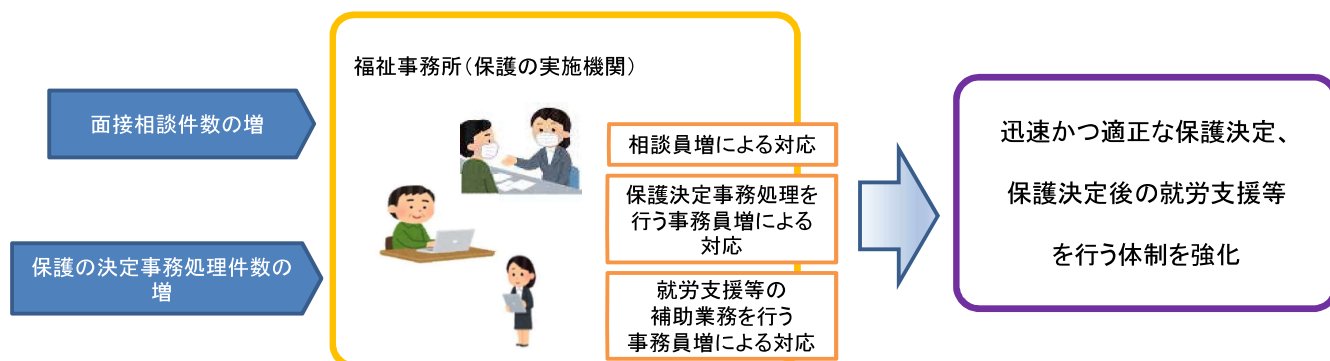
事業の必要性

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、福祉事務所には生活保護を必要とする方へ迅速かつ適正な決定を実施する責務がある。今般の新型コロナ感染症拡大時においては、生活保護を利用する者の急激な増加や雇用環境の悪化の影響により、相談、申請及び保護の決定などの件数の更なる増加も見込まれ、さらには保護決定後の就労支援等、福祉事務所が処理すべき業務量も増大することになる。このような状況に対応するためには、福祉事務所の面接相談から保護の決定や、その後、早期に生活保護を脱却するための自立支援までの就労支援等による一連の業務に対する人員の配置を充実する必要がある。

事業内容

福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用等に対する補助を行う。

- ・要保護者に対する面接相談業務
- ・保護の決定事務処理、就労支援等の補助業務



救護施設等への新規入所者等にかかる一時滞在場所の確保等の支援

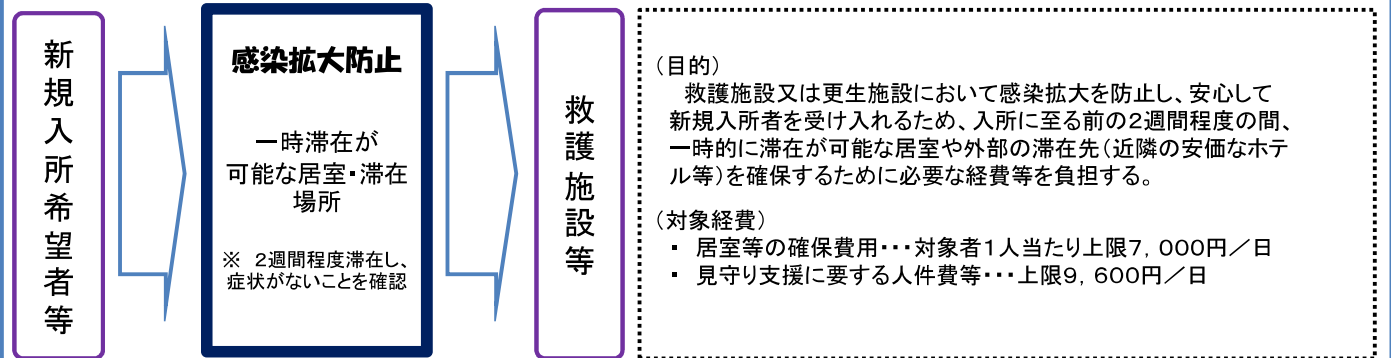
令和4年度予算案(保護施設事務費)

事業概要

救護施設等への新規入所を希望する者等について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一定期間滞在場所を確保するとともに、見守りを支援する場合にかかる経費を負担する。
また、救護施設等職員の感染症予防等研修にかかる経費等を負担する。

保護施設事務費における加算措置(R3. 4~)

(1) 新型コロナウイルス感染症等感染防止拡大のための見守り支援費



(2) 感染症対策等体制整備費

施設内での感染を未然に防止するために必要な知識・ノウハウを救護施設等職員が習得するための研修の実施にかかる経費等を負担。
・救護施設、更生施設及び宿所提供施設...上限150,000円
・授産施設...上限100,000円

居住不安定者等居宅生活移行支援事業

令和4年度予算案: 7.4億円

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施(令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組みとして令和3年度予算で実施、令和4年度予算案でも継続実施予定)

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

- (1) 居宅生活移行に向けた相談支援
生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。
- (2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要に応じた助言等を実施する。
- (3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組
 - ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としななどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
 - ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等

